

ふ頭用地使用料

種別		使用料		
		単位	金額	
電 柱	第1種電柱	1本1月までごとに	280円	
	第2種電柱		430円	
	第3種電柱		580円	
電 話 柱	第1種電話柱	1本1月までごとに	250円	
	第2種電話柱		400円	
	第3種電話柱		550円	
その他の柱類		1本1月までごとに	25円	
共 架 電 線	電柱に共架する場合	共架柱1本1月まで ごとに	280円	
	電話柱に共架する場合		310円	
公衆電話所		1個1月までごとに	500円	
郵便差出箱及び信書便差出箱		1個1月までごとに	210円	
送電塔		1月1平方メートル までごとに	500円	
特別高圧架空送電線		1月1メートルまで ごとに	9円	
地 下 埋 設 物	埋設管その他こ れに類するもの	1月1メートルまで ごとに	外径0.07メートル未満のもの	20円
			外径0.07メートル以上0.1メートル未 満のもの	28円
			外径0.1メートル以上0.15メートル未 満のもの	42円
			外径0.15メートル以上0.2メートル未 満のもの	56円
			外径0.2メートル以上0.3メートル未 満のもの	85円

		外径0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		110円
		外径0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		140円
		外径0.7メートル以上1メートル未満のもの		230円
		外径1メートル以上のもの		480円
	その他のもの		1月1平方メートルまでごとに	480円
架空 工 作 物	架空管その他これに類するもの	外径0.4メートル未満のもの	1月1メートルまでごとに	230円
		外径0.4メートル以上のもの		560円
	支持物		1月1平方メートルまでごとに	560円
	その他のもの			560円
鉄道事業法（昭和61年法律第92号）による鉄道及び用地横断工作物			1月1平方メートルまでごとに	500円
広告塔及び看板類			1月1平方メートルまでごとに	890円
工事のための一時作業所又は工所用材料置場			1月1平方メートルまでごとに	170円
港湾貨物の一時置場			1月1平方メートルまでごとに	120円
事務所及びその附帯施設			1月1平方メートルまでごとに	290円
その他のもの			前各項類似の項目に準じて市長が定める。	